

議案第 87 号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日提出

加西市長 西 村 和 平

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和42年加西市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第29条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

(加西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 加西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和元年加西市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第8条第4項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第4条 加西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第4項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

(加西市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 加西市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年加西市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、給与条例第29条第2項に規定する期末手当基礎額に乗じる割合については、当該フルタイム会計年度任用職員が任用された年度の4月1日における給与条例第29条第2項に規定する割合とする。

第19条第1項中「この場合において」の右に「、給与条例第29条第2項に規定する期末手当基礎額に乗じる割合については、当該パートタイム会計年度任用職員が任用された年度の4月1日における給与条例第29条第2項に規定する割合とし」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

(審議資料)

令和2年人事院勧告に準じ、一般職の職員、任期付職員及び会計年度任用職員の期末手当について所要の改正を行うもの。

【概要】

(1) 一般職員の期末手当の改正 (第1条、第2条)

- ・ 期末手当の支給月数を0.05月分引き下げる。(年間4.50月→4.45月)

職員	6月期	12月期
2年度 期末手当	1.30月	<u>1.25月 (現行1.30月)</u>
勤勉手当	0.95月	0.95月
計	2.25月	<u>2.20月</u>
3年度 期末手当	<u>1.275月</u>	<u>1.275月</u>
以降 勤勉手当	0.95月	0.95月
計	<u>2.225月</u>	<u>2.225月</u>

(2) 特定任期付職員の期末手当の改正 (第3条、第4条)

- ・ 期末手当の支給月数を0.05月分引き下げる。(年間3.40月→3.35月)

特定任期付職員	6月期	12月期
2年度	1.70月	<u>1.65月 (現行1.70月)</u>
3年度以降	<u>1.675月</u>	<u>1.675月</u>

(3) 会計年度任用職員の期末手当の改正 (第5条)

- ・ 期末手当の支給月数を0.05月分引き下げる。(年間2.60月→2.55月)
ただし、令和2年12月期については、令和2年4月1日時点の月数(1.30月)とする。